

2024年ジュニアカート選手権統一規則

※下線部分：改正箇所

2024年規則	現行規則
<p style="text-align: center;">2024年ジュニアカート選手権統一規則 ジュニア、ジュニアカデット部門</p> <p>本選手権競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則／国際カート規則およびその付則に準拠したJAF国内競技規則／JAF国内カート競技規則およびその細則、<u>2024年</u>（以下「当該年」という。）日本カート選手権規定、本統一規則、および競技会特別規則に従って開催される。</p> <p style="text-align: center;">第1章 競技会開催に関する事項</p> <p>第1条 開催日程、場所およびオーガナイザー</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>レースディレクター1名をJAFより派遣、またはオーガナイザーからの申請に基づき認定する場合がある。</u> レースディレクターは常時競技長と協議しながら役務を遂行する。 レースディレクターの義務（役務）は、大会期間中のレース運営や判定に関する項目について、シリーズを通した独自の判断に基づく提言を競技長に行い、大会における競技運営および判定基準の平準化を図るものとする。ただし、レースディレクターは競技長が有するレース運営や判定に関わる最終的な判断を下す権限を有さない。</p> <p>1)～3) (略)</p> <p>3. <u>テクニカルディレクター1名をJAFより派遣、またはオーガナイザーからの申請に基づき認定する場合がある。</u> <u>テクニカルディレクターは常時競技長、レースディレクターおよび技術委員長と協議しながら役務を遂行する。</u> <u>テクニカルディレクターの義務（役務）は、適用車両規則や車両検査に関する項目について、シリーズを通した独自の判断に基づく提言</u></p>	<p style="text-align: center;">2023年ジュニアカート選手権統一規則 ジュニア、ジュニアカデット部門</p> <p>本選手権競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則／国際カート規則およびその付則に準拠したJAF国内競技規則／JAF国内カート競技規則およびその細則、<u>2023年</u>（以下「当該年」という。）日本カート選手権規定、本統一規則、および競技会特別規則に従って開催される。</p> <p style="text-align: center;">第1章 競技会開催に関する事項</p> <p>第1条 開催日程、場所およびオーガナイザー</p> <p>1. (略)</p> <p>2. レースディレクター1名をJAFより派遣する場合がある。</p> <p>レースディレクターは常時競技長と協議しながら役務を遂行する。 レースディレクターの義務（役務）は、大会期間中のレース運営や判定に関する項目について、シリーズを通した独自の判断に基づく提言を競技長に行い、大会における競技運営および判定基準の平準化を図るものとする。ただし、レースディレクターは競技長が有するレース運営や判定に関わる最終的な判断を下す権限を有さない。</p> <p>1)～3) (略)</p>

を競技長、レースディレクターおよび技術委員長に行ない、大会における適用車両規則や車両検査基準の平準化を図るものとする。ただし、テクニカルディレクターは、競技長が有するレース運営や判定に関わる最終的な判断を下す権限を有さない。

第2条～第4条（略）

第5条 競技の種別、区分と格式

1. スプリントレース
2. ジュニア部門
ジュニアカデット部門
3. 格式：準国内格式

※ジュニア部門／ジュニアカデット部門は、次の2つから構成される。

- 1) コースシリーズ：
(1) ～ (3) (略)
- 2) ラウンドシリーズ
(1) 全日本カート選手権OK部門、FS-125／FP-3併催とする。
(2) 競技の構成は、オーガナイザーが特別規則書に定める。

第6条～第8条（略）

第2章 競技会参加に関する事項

第9条 エントリーの受付

1. エントリーの受付期間
 - 1) エントリーの受付期間
競技会開催日2ヶ月前より3週間前まで。
但し、オーガナイザー間の合意を条件に、JAFの承認のうえ、年間エントリーも可能とする。
なお、年間エントリーの場合は、当該シリーズ第1戦開催前に係る手続きを完了すること。
コースシリーズについては特別規則書にて示す。

第2条～第4条（略）

第5条 競技の種別、区分と格式

1. 種目：スプリントレース
2. 区分：ジュニア部門
ジュニアカデット部門
3. 格式：準国内格式

※ジュニア部門／ジュニアカデット部門は、次の2つから構成される。

- 1) コースシリーズ：
(1) ～ (3) (略)
- 2) 全日本選手権FS-125JAF／FP-3併催

(1) 競技の構成：オーガナイザーが特別規則に定める。

第6条～第8条（略）

第2章 競技会参加に関する事項

第9条 エントリーの受付

1. エントリーの受付期間
 - 1) エントリーの受付期間
競技会開催日2ヶ月前より3週間前まで。
但しコースシリーズは特別規則書にて示す。

- 2)～3) (略)
2.～4. (略)

第10条～第14条 (略)

第15条 シャシー、エンジンおよびタイヤの登録

競技に使用するシャシー、エンジンおよびタイヤは、車両申告書に登録済みのもののみとする。公式練習は登録したタイヤを使用すること。登録できる個数はオーガナイザーがJAFに申請し、JAFの承認を以て決定し、特別規則に示す。

	ジュニア	ジュニアカデット
シャシー	オーガナイザーからの申請による	オーガナイザーからの申請による
エンジン	〃	〃
タイヤ	〃	〃

第3章 エンジンおよびカートに関する事項

第16条 エンジン

- 1.～2. (略)
3. 封印
1)～3) (略)
4) 最初に行われる公式練習開始前までは、技術委員長の承認のもとにエンジンおよびマフラーの封印の解除、および再登録または再封印が認められる。
4.～5. (略)

第17条 カート

前条で規定する当該エンジンを搭載し、「JAF国内カート競技車両規則」に合致する第1種競技車両で、かつ次の条件を満たさなければならない。

- 2)～3) (略)
2.～4. (略)

第10条～第14条 (略)

第15条 シャシー、エンジンおよびタイヤの登録

競技に使用するシャシー、エンジンおよびタイヤは、車両申告書に登録済みのもののみとする。公式練習は登録したタイヤを使用すること。登録できる個数は下記の通りとする。

	ジュニア	ジュニアカデット
シャシー	1台	1台
エンジン	1基	1基
タイヤ	1セット(ドライ・ウエット)	1セット(ドライ・ウエット)

第3章 エンジンおよびカートに関する事項

第16条 エンジン

- 1.～2. (略)
3. 封印
1)～3) (略)
4) 最初に行われる公式練習開始前までは、技術委員長の承認のもとにエンジンおよびマフラーの封印の解除、および再登録または再封印が認められる。
尚、エンジンについては、公式練習開始後から決勝終了までの間、技術委員長の承認のもとに封印の解除および再封印が認められる。
4.～5. (略)

第17条 カート

前条で規定する当該エンジンを搭載し、「JAF国内カート競技車両規則」に合致する第1種競技車両で、かつ次の条件を満たさなければならない。

1. ～9. (略)

10. 競技に使用するタイヤは次の条件に合致したものとする。全部門で使用するタイヤは、下記5)に定めるディストリビューション制とする。但し、コースシリーズには適用されない。

1) 各部門に使用できるタイヤは、JAFによって指定された単一製造者のJAF指定タイヤとし、次の通りとする。

(1) 銘柄、サイズ、コンパウンド

●ジュニア部門：

・住友ゴム工業株式会社

＜ドライ用＞ SL22またはSL6

シリーズのオーガナイザーで選択し、特別規則書にて示す。

＜ウエット用＞SLW2

●ジュニアカデット部門：

・住友ゴム工業株式会社

＜ドライ用＞ SLJ

＜ウエット用＞SLW2

コースシリーズについては、CIK公認タイヤまたはJAF指定タイヤからオーガナイザーが選定し、特別規則書にて示す。

(2) タイヤセット数

1) 技術委員長の承認のもとに、各1本のみの交換が認められる。

2) ～5) (略)

11. ～12. (略)

第18条～第21条 (略)

1. ～9. (略)

10. 競技に使用するタイヤは次の条件に合致したものとする。全部門で使用するタイヤは、下記5)に定めるディストリビューション制とする。但し、コースシリーズには適用されない。

1) 各部門に使用できるタイヤは、JAFによって指定された単一製造者のJAF指定タイヤとし、次の通りとする。

●ジュニア部門：

・住友ゴム工業株式会社

＜ドライ用＞ SL22またはSL6

シリーズのオーガナイザーで選択し、特別規則書にて示す。

＜ウエット用＞SLW2

●ジュニアカデット部門：

・住友ゴム工業株式会社

＜ドライ用＞ SLJ

＜ウエット用＞SLW2

コースシリーズについては、CIK公認タイヤまたはJAF指定タイヤからオーガナイザーが選定し、特別規則書にて示す。

なお、2023年に限り、オーガナイザーの申請に基づきJAFが承認した場合、CIK公認タイヤまたはJAF指定タイヤ以外のワンメイクタイヤを使用することができる。

●セット数

1) 全部門、全シリーズとも、ドライ、ウエット各1セットのみとする。但し、技術委員長の承認のもとに、1本のみの交換が認められる。

2) ～5) (略)

11. ～12. (略)

第18条～第21条 (略)

第4章 競技に関する事項

第22条 選手権競技の構成と方式

両部門とも競技のレース数は、オーガナイザーが決定する。但し、各シリーズで認定されたオーガナイザー間で合意の上、レース数は各部門で統一されること。決定したレース数は、シリーズ毎に特別規則書にて示す。

競技の方式は、オーガナイザーが決定する。各シリーズで認定されたオーガナイザー間で合意のうえ、各部門で統一され、JAFの承認の後、シリーズ毎に特別規則書にて示す。

第23条～第25条 (略)

第26条 予選ヒート

1. 予選ヒートのグリッドポジション

予選ヒートのグリッドポジションは、オーガナイザーが決定する。各シリーズで認定されたオーガナイザー間で合意のうえ、各部門で統一され、JAFの承認の後、シリーズ毎に特別規則書にて示す。

第4章 競技に関する事項

第22条 選手権競技の構成と方式

両部門とも競技のレース数は、オーガナイザーが決定する。但し、各シリーズで認定されたオーガナイザー間で合意の上、レース数は各部門で統一されること。決定したレース数は、シリーズ毎に特別規則書にて示す。

競技の方式は、公式練習・タイムトライアル・予選1ヒート、決勝1ヒートとし、決勝ヒートの結果により最終順位を決定する。出場台数によっては、予選ヒート終了後セカンドチャンスヒートを実施する。

2レース制を採用する場合、第2レースの方式は、オーガナイザーが決定する。但し、各シリーズで認定されたオーガナイザー間で合意の上、第2レース方式は各部門で統一されること。決定した第2レース方式は、シリーズ毎に特別規則書にて示す。

第23条～第25条 (略)

第26条 予選ヒート

1. 予選ヒートのグリッドポジション

1) ケースA :

タイムトライアルでグループ分けが無かった場合、各ドライバーが記録した最速タイムの順番による。

2) ケースB :

タイムトライアルでグループ分け(2組)があり、一方の組の最速タイムと別の組の最速タイムの差が101%を超えない場合、出走したグループに関わらず、各ドライバーが記録した最速タイムの順番による。

3) ケースC :

タイムトライアルでグループ分け(2組)があり、一方の組の最速タイムと別の組の最速タイムの差が101%を超える場合、1位は第1組の最速タイム(総合最速タイム)とし、2位は第2組の最速タイム、3位は第1組で2番目に速いタイム、4位は第2組で2番目に速いタイム、5位は第1組で3番目に速いタイム、以下同様に決定する。

2. 予選のグループ分けと決勝出場者の決定

予選ヒートのグループ分けと決勝出場者の決定の方式は、オーガナイザーが決定する。各シリーズで認定されたオーガナイザー間で合意のうえ、各部門で統一され、JAFの承認の後、シリーズ毎に特別規則書にて示す。

3. 予選ヒートポイント

予選ヒートポイントを設定する場合は、オーガナイザーが決定する。各シリーズで認定されたオーガナイザー間で合意のうえ、各部門で統一され、JAFの承認の後、シリーズ毎に特別規則書にて示す。

4) ケースD:

更にタイムトライアルでのグループ分け（3組以上）があった場合、上記2)および3)の原則に従い、決定する。

5) 1競技2レース開催の場合は各々の予選ヒートに上記が適用される。

2. 予選のグループ分けと決勝出場者の決定

1) ケースA:

出場台数が当該競技開催コースの最大出走台数以内の場合、グループ分けは行わず、各ドライバーが達成した予選結果に基づき決勝出場者を決定する。

2) ケースB:

当該競技開催コースの最大出走台数を超える出場台数があった場合は、予選を2グループ以上に分けて予選ヒートを行う。2グループに分ける場合は、Aグループをタイムトライアル奇数順位、Bグループを偶数順位とし、Aグループ予選の結果、両グループのポイントの少ない順に下表の通り決勝出場者を決定し、これ以下の者は予選落ちとなる。

当該競技開催コースの最大出走台数	最大出走台数を超える出場台数があった場合の決勝出場台数
34台	28台
32台	26台
30台	25台
28台	23台
26台	21台
24台	20台

3. ヒートポイント

予選ヒートでは、以下の通りポイントが付与される。

1) 1位は0点、2位は2点、3位は3点、以後同様に1順位増加に応じて1点増加。

2) 不出走者

不出走者は最下位の順位となる。ポイントも最下位のポイント(何名いても)となる(Aグループのグリッド数に準ずる)。

3) 予選ヒート失格者

予選ヒート失格者は最下位より1位下の順位となる。ポイントも

4. 予選ヒートの走行距離

予選ヒートの走行距離は、シリーズ毎にオーガナイザー間で合意のうえ設定距離（時間）を統一し、JAFの承認の後、特別規則書に記載する。

5. ～6. (略)

第27条 セカンドチャンスヒート

セカンドチャンスヒートを実施する場合、走行距離、周回数、グリッドポジションはオーガナイザーが決定する。各シリーズで認定されたオーガナイザー間で合意のうえ、各部門で統一され、JAFの承認の後、シリーズ毎に特別規則書にて示す。

第28条 決勝ヒート

1. 決勝ヒートの出場資格とグリッドポジション

決勝ヒートの出場資格とグリッドポジションは、オーガナイザーが決定する。各シリーズで認定されたオーガナイザー間で合意のうえ、各部門で統一され、JAFの承認の後、シリーズ毎に特別規則書にて示す。

最下位より1つ下のポイント（何名いても）となる（Aグループのグリッド数に準ずる）。

4. 予選ヒートの走行距離は次の通りとし、周回数は競技会毎に示す。

ジュニア部門：

15 km（または15分）以上25 km（25分）以内。

ジュニアカデット部門：

10 km（または10分）以上20 km（20分）以内。

5. ～6. (略)

第27条 セカンドチャンスヒート

1. セカンドチャンスヒートの出場資格

前条2. 2)の予選ヒートを通過しなかった者は、予選ヒートのポイントの少ない順に下表の通りセカンドチャンスヒートに出場し、当該競技開催コースの最大出走台数に応じて決勝に出場する資格を得ることができる。

<u>当該競技開催コースの最大出走台数</u>	<u>セカンドチャンスヒートの結果により 決勝に出場できる台数</u>
<u>34台</u>	<u>上位6台</u>
<u>32台</u>	<u>上位6台</u>
<u>30台</u>	<u>上位5台</u>
<u>28台</u>	<u>上位5台</u>
<u>26台</u>	<u>上位5台</u>
<u>24台</u>	<u>上位4台</u>

2. セカンドチャンスヒートの走行距離は次の通りとし、周回数は競技会毎に示す。

約10 km（または約10分）。

3. グリッドポジションは、予選でのポイントの少ない順とし、同ポイントの場合はタイムトライアルの成績による。

第28条 決勝ヒート

1. 決勝の出場資格とグリッドポジション

1) ケースA：

(1) 予選ヒートがケースAで実施された場合、予選を通過した者は全て決勝に出場できる。

(2) グリッドポジションは、予選での成績による。

2. (略)

3. 決勝ヒートの走行距離は、シリーズ毎にオーガナイザー間で合意のうえ設定距離(時間)を統一し、JAFの承認の後、特別規則書に記載する。

4. 青・赤旗の採用(略)

第29条 スタート進行(略)

第30条 その他競技に関する一般事項

1. ~13. (略)

14. パドックエリア、ウェイティンググリッドおよびオーガナイザーが指定したエリアにおけるエンジンの始動および作動については、カートが走行可能な装備等を具備し、リアタイヤが地面に接地した状態(リアタイヤが地面に常に接触した状態)でのみ認められる。
ただし、オーガナイザーが指定した始動確認エリアにおいては、リアタイヤが地面に接地しない状態でエンジンの始動確認を行うことが認められる。

15. ~17. (略)

18. 水分補給について

公式練習、タイムトライアル、各ヒート後の重量計測前に、容量600ml以内の飲料を摂取することを認める。但し、飲料摂取後の再重量計測は認められない。また、飲料は体調不良予防策であるため、これを体にかける(浴びる)行為は禁止とする。

なお、ピットクルーは飲料をパルクフェルメに持ち込む際、容量が600ml以内であることを車検員から確認を受けること。

2) ケースB:

(1) 予選ヒートがケースBで実施された場合、予選を通過した者とセカンドチャンスヒートにより決勝の出場資格を得た者が決勝に出場できる。

(2) セカンドチャンスヒートで決勝の出場資格を得た者は、当該ヒートの順位に従い、後方の位置を占める。

2. (略)

3. 決勝ヒートの走行距離は次の通りとし、周回数は競技会毎に示す。

ジュニア部門:

15km(または15分)以上25km(25分)以内。

ジュニアカデット部門:

10km(または10分)以上20km(20分)以内。

4. 青・赤旗の採用(略)

第29条 スタート進行(略)

第30条 その他競技に関する一般事項

1. ~13. (略)

14. パドックエリア、ウェイティンググリッドおよびオーガナイザーが指定したエリアにおけるエンジンの始動および作動については、カートが走行可能な装備等を具備し、リアタイヤが地面に接地した状態(リアタイヤが地面に常に接触した状態)でのみ認められる。

15. ~17. (略)

第31条 審判員 (略)

第5章 ピットに関する事項

第32条～第37条 (略)

第6章 ペナルティに関する事項

第38条 ペナルティ

1. ～6. (略)

<ペナルティの例>

(1) ～ (7) (略)

(8) エンジンが封印されているカテゴリーにおいて、第2レース終了後に実施されるエンジン封印部分の再車検結果に基づくペナルティは、第1レースにも適用され、第1レースの正式結果は第2レースの正式結果と同時に発表される。

⇒レース失格

(9) ～ (28) (略)

第7章 抗議に関する事項

第39条～第41条 (略)

第8章 成績および賞典に関する事項

第42条 成績および賞典 (略)

1. ～2. (略)

3. 競技会表彰の儀典

(1) 優勝者への賞典授与は、JAF会長あるいは大会会長（または名誉会長）が行うものとする。いずれも参加不可能な場合は、オーガナイザー代表が行うこと。

(2) 2位および3位の賞典授与は、上記(1)で授与者となっている場合を除きオーガナイザー代表が行うものとする。

(3) 諸事情により、上記(1)および/または(2)が不可能な場合は、組織委員長が適切な代行者を選出すること。

第31条 審判員 (略)

第5章 ピットに関する事項

第32条～第37条 (略)

第6章 ペナルティに関する事項

第38条 ペナルティ

1. ～6. (略)

<ペナルティの例>

(1) ～ (7) (略)

(8) ～ (27) (略)

第7章 抗議に関する事項

第39条～第41条 (略)

第8章 成績および賞典に関する事項

第42条 成績および賞典

1. ～2. (略)

3.

また、上記（１）、（２）以外の章典授与がある場合も同様とする。

なおこの場合、競技会審査委員は除かれる。

４．モータースポーツ表彰式への出席

選手権保持者および上位６位までの入賞者は、当該年のＪＡＦモータースポーツ表彰式に出席すること。

第９章 得点

第４３条 得点基準（略）

第１０章 広告に関する事項

第４４条 広告（略）

第１１章 その他一般事項

第４５条～第５０条（略）

以上

第９章 得点

第４３条 得点基準（略）

第１０章 広告に関する事項

第４４条 広告（略）

第１１章 その他一般事項

第４５条～第５０条（略）

以上